

1 抽選会参加のための『団体登録』申請書の提出

- (1) 天童市スポーツセンターの施設利用に際して、インターネット抽選会に参加を希望する団体は『団体登録』の申請が必要です。
- (2) 次に示す『団体登録』に係る資格等の内容を満たす団体は、「天童市スポーツセンターインターネット抽選会等の施設利用団体登録申請書」を提出し、登録手続きを行ってください。

『団体登録』に係る資格等

- ① 登録できる団体は、所在が天童市にあるスポーツ活動をする団体とします。
- ② 団体登録には、11名以上の構成員が必要です。ただし、テニスコート及び屋内コートをテニスまたはソフトテニスに限定して団体利用する場合は、6名以上10名以下の構成員であっても団体登録を認めます。
- ③ 団体登録の構成員は天童市民としますが、全構成員のうち3割までは市外の方でも認めます。(端数は、切上げ。
例：11名の団体の場合は3.3名となるので、4名まで市外の方が可。
- ④ 同一の構成員からなる名称替えによる団体の二重登録は認めません。
- ⑤ 登録団体の全構成員の4割以上が、他の団体に登録している場合は、登録ができません。(端数は、切捨て。
例：11名の団体の場合は4.4名となるので、4名まで他の団体との重複可。

2 『団体登録』の手続き及び流れ

- (1) 毎年7月2日から8月1日までの間に(更新)登録申請を受け付けます。団体登録完了後、9月1日の抽選会(10月使用分)から参加が可能です。
(Faxまたはe-mailでの登録申請も可。) ※但し、**休館日を除く。**
以後も新たな団体登録を受け付けますが、抽選会に参加するには、抽選会の前月の1日までに書類を提出してください。
- (2) 団体登録を申請された団体には、後日メールで「**利用団体ID**」を発行します。この発行をもって、団体登録の完了となります。(登録を更新した団体は、「利用団体ID」及び「パスワード」が継続されます。)
- (3) Fax及びe-mailでの団体登録申請を希望される場合は、件名を「天童市スポーツセンター抽選会」とし、「指定様式申請書」により送信してください。送信後には、必ず、スポーツセンターに確認の電話をお願いします。
- (4) スポーツ少年団として本市に登録している団体が団体登録を行う場合は、申請書のうち「構成員名簿」(別紙②)の記入の必要はありませんが「スポーツ少年団WEB登録(団員情報)」の写しを添付してください。
- (5) 団体登録完了後、内容に変更が生じた場合は、抽選会の前月の1日までに所定の用紙に必要事項(変更点)を記入し、天童市スポーツセンター窓口へ提出してください。

天童市スポーツセンター 〒994-0004 天童市大字小関 1230

電話 654-6100 Fax 654-1760 e-mail ten-spoc@tendocity-sports.or.jp